（ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績とみなさない。）。

b　過去に前項の業務をマネジメントした実務経験を有する者。マネジメントした実務経験の詳細は、入札説明書による。

㈠　令和４年度から令和７年度に完了した業務について、管理技術者として従事（管理技術者が途中交代した場合、業務完了時（完了検査時点）に従事している技術者）した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント」の平均業務成績が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。

㈢　管理技術者については、第一次審査資料提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。なお、上記㈠、㈠における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

⑷　施設更新企業の参加資格要件　構成員のうち、１⑸②に掲げる施設更新業務を実施する者は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

ただし、施設更新業務のうち、１⑸②イに掲げるＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑥の要件を満たせばよいものとする。また、施設更新業務のうち、１⑸②キに掲げる所有権移転業務のみを実施する者についてもこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせばよいものとする。

①　単体として北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体として決定を受けていること。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

③　平成23年度以降公告日までに、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか１社が次のアの工事を元請として施工した実績を有すること。

ア　電気工事業に関する工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

④　次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、アまたはイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア　単体　令和６年度及び令和７年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去４年度の受注実績がない場合は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去６年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去８年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ　共同企業体　令和６年度及び令和７年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去４年度の受注実績がない場合は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去６年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去８年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

⑤　次のア及びイに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

更新作業（工事）に係る工事期間中は、次に掲げる基準のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を当該更新作業（工事）に専任で配置できること。ただし、ＬＥＤ道路照明灯具の工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。

なお、事業者は、更新作業（工事）の継続性等において支障がないと認められる場合において、小樽開発建設部との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

また、建設業法第26条第３項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第３項第１号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の５第１項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　配置予定技術者の資格等

㈠　主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする（共同企業体の場合は、全構成員が下記に掲げる基準のいずれかを満たす者を配置することとする。）。

a　建設業法第７条第２号イ若しくはロに掲げる者（建設業法第７条第２号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）。

b　電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建設業法施行規則第１条に規定する学科に合格した後５年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者。

c　１級電気工事施工管理技士又は２級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

d　技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。